

医療制度が 4月から一部変わります

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

○高額医療・高額介護合算制度の創設

「医療費の自己負担額」と、「介護保険サービス利用料の自己負担額」の合計（年額）が、次の表の限度額（年額）を超えたとき、その超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。

年額は毎年8月～翌年7月の間の合計額です。（最初のみ平成20年4月～平成21年7月）

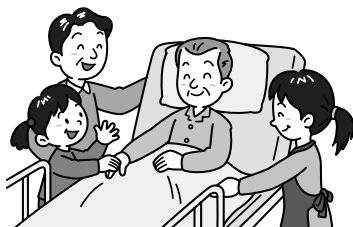
※「医療費の自己負担額」「介護保険サービスの自己負担額」はそれぞれ「高額療養（医療）費」「高額介護サービス費」の支給後の額です。

高額介護合算療養費の限度額（年額）

70歳未満	
一般	67万円（89万円）
上位所得者	126万円（168万円）
住民税 非課税世帯	34万円（45万円）

70歳以上	
一般	56万円（75万円）
現役並み所得者	67万円（89万円）
低所得者Ⅱ	31万円（41万円）
低所得者Ⅰ	19万円（25万円）

※平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。



○義務教育就学前の子どもの医療費の自己負担割合が「2割」に

これまで「3歳未満」が2割負担でしたが、4月から「義務教育就学前（小学校入学前）」に拡大されます。

※「乳幼児医療費受給者証」をお持ちの方は、実際の病院窓口負担は変わりません。

平成20年3月まで
3歳未満 2割
↓
平成20年4月から
義務教育就学前 2割 （6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）

○退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に

厚生年金や共済年金などに一定期間以上加入して、すでに年金を受けている75歳未満の国保の方は退職者医療制度で医療を受けていますが、4月から対象年齢が65歳未満に変わります。

現在お持ちの④の保険証から、一般の保険証への切り替えには、手続きは必要ありません。

今後、65歳に到達する方は、65歳の誕生日の翌月（月の初日が誕生日の方はその月）から切り替え後の保険証が使用できるよう、改めて郵送で交付されます。

平成20年3月まで	平成20年4月から
75歳未満	65歳未満

○療養病床入院時の食費・居住費の対象年齢が65歳以上に

療養病床に入院したとき、70歳以上の方は「食費・居住費」、69歳以下の方は「食費」を自己負担していますが、4月から「65歳～69歳の方」も「居住費」を自己負担することになります。